

(別紙)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること。

更生医療機関(訪問看護ステーション等)の添付書類について

1 訪問看護ステーション等の指定申請時（介護保険法第41条第1項に基づく指定申請）に係る下記の書類の写しを添付すること。

- (1) 県民局に提出した第1号様式(指定(許可・更新)申請書)
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 訪問看護ステーション等の平面図
- (4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- (5) 運営規定

2 指定後に変更事項がある場合は事業変更届の写しを添付すること。